

茅野市米沢字下河原3091番の3地先まで

3 供用を開始する期日 令和8年8月27日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年9月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年8月27日

長野県飯田建設事務所長 折井克壽

1 路線名 松川インター大鹿線

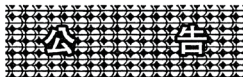
2 供用を開始する区間

上伊那郡中川村葛島2680番の12地先から

上伊那郡中川村大草6682番の144地先まで

3 供用を開始する期日 令和8年8月28日

道路管理課



公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人長野県農業開発公社から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告します。

令和8年8月27日

長野県知事 阿部守一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積及び所有者等の情報

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長野市若穂保科3812番2	田	679

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡し、耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人長野県農業開発公社から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年12月19日	10年1か月	13,580

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができます。

(1) 提出期限

令和8年9月10日（木）

(2) 提出先

長野県農政部農業政策課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

6 その他参考となるべき事項

当該農地については、県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがあります。

農業政策課

正 誤

令和 7 年12月 1 日付け長野県飯田建設事務所告示第26号「道路の区域変更及び関係図面の縦覧」中

ページ 行(箇所)

誤

7 表中

上伊那郡中川村葛島2679番の1地先から 上伊那郡中川村葛島6682番の6地先まで	旧	10.3 ～ 56.5 ^m	0.4150 ^{km}
--	---	--------------------------	----------------------

正

上伊那郡中川村葛島2679番の1地先から 上伊那郡中川村大草6682番の6地先まで	旧	10.3 ～ 56.5 ^m	0.4150 ^{km}
--	---	--------------------------	----------------------

道路管理課